

介護保険サービス事業者運営指導 主な指摘事項
〔（介護予防）訪問看護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
看護師等	看護師等が必要数配置されていなかった。	→常勤換算方法で 2.5 人以上配置してください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	①規定すべき項目に不備があった。 ②交通費が明確に記載されていなかった。	→条例（指定基準）で、サービス種類別に運営規程に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。また、解釈通知の留意点も参考にしてください。 →交通費を徴収する場合は、実費相当額を規定してください。曖昧な表現はせず、「自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 kmあたり〇〇円」とするなど、具体的に規定してください。
重要事項説明書	①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。 ②利用者から徴収する費用に漏れがあった。	①平11老企第25号で例示されている項目（運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）については漏れなく記載してください。 ②利用者から徴収する費用については、個別かつ具体的に漏れなく記載してください。
重要事項の掲示	重要事項を掲示していなかった。	→運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。 なお、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。

項目	事業所の状況	指導内容
訪問看護計画書 及び訪問看護報 告書の作成	①アセスメントを実施していない。または、実施した記録がなかった。 ②利用者等の同意を得る前にサービスを提供していた。	→訪問看護計画の作成にあたっては、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてください（アセスメント）。また、アセスメントを実施したことがわかるよう<u>実施日、内容等を記録</u>してください。 →サービス提供に当たり、作成した訪問介護計画の内容をサービス提供前に利用者及び利用者家族に説明し、同意を得てください。
利用料等の受領	医療費控除対象者の領収書に医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載していなかった。	→領収証には居宅介護支援事業所の名称を記載する必要があります。また、同一月に医療系サービス（訪問看護、訪問リハ、通リハ、短期入所療養介護等）を利用した利用者（生活援助中心者を除く。）または喀痰吸引等が行われた利用者は医療費控除の対象となりますので、医療費控除対象額を記載してください。
勤務体制の確保等	ハラスメントの防止のための方針の明確化等の措置を講じていなかった。	→ハラスメントの防止のための方針を定め、職員に周知してください。 また、相談体制を整備し、相談窓口を掲示するなど職員に周知してください。
感染症の予防 及びまん延防止	①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を行っていることが確認できなかった。 ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施していることが確認できなかった。	→感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果を従業員に周知してください。 →感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備してください。 →従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。

項目	事業所の状況	指導内容
虐待の防止	①虐待の防止のための対策を検討する委員会を行っていることが確認できなかった。 ②虐待の防止のための指針を整備していなかった。 ③虐待の防止のための研修を実施していることが確認できなかった。 ④虐待の防止のための担当者を選任していなかった。	→虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果を従業員に周知してください。 →虐待の防止のための指針を整備してください。 →従業員に対し、虐待の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。 →上記①～③の措置を実施するための担当者を選任してください。
業務継続計画（BCP）	①業務継続計画（非常災害、感染症）を作成していなかった。 ②業務継続計画について必要な研修及び訓練を実施していることが確認できなかった。	→業務継続計画（非常災害、感染症）を作成するとともに従業員に周知してください。 ※未策定の場合は、令和7年4月より業務継続計画未策定減算が適用されます。 →従業員に対し、業務継続計画について必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
早朝・夜間・深夜の訪問看護の取扱い	緊急時訪問看護加算を算定したうえに、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定していた。	→緊急時訪問看護加算を算定する場合は、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できません。
ターミナルケア加算	①ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、同意を得ていることが確認できなかった。 ②記録すべき内容に漏れがあった。	→ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明し、同意を得たうえでターミナルケアを行ってください。 →利用者の身体状況の記録だけでなく、これに対する看護についての記録、療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケ

項目	事業所の状況	指導内容
		アの経過についての記録、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録等についても訪問看護記録書に記録してください。
初回加算	算定する加算区分に誤りがありました。	→新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から<u>退院又は退所した日</u>に初回の訪問看護を行った場合は、初回加算（Ⅰ）を算定してください。 →新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から<u>退院又は退所した翌日以降</u>に初回の訪問看護を行った場合は、初回加算（Ⅱ）を算定してください。